

平成30年11月長野県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

平成30年11月26日（月曜日）

ＮＯＳＡＩ長野会館 6 階大会議室

午後 2 時10分 開会、開議

午後 3 時14分 閉議、閉会

出席議員（11名）

2 番 牛越 徹

3 番 花岡利夫

4 番 井出高明

5 番 唐木一直

7 番 小林義直

8 番 池田国昭

10番 加治木今

11番 高橋良衛

13番 下平豊久

14番 北村利幸

16番 永原和男

欠席議員（5名）

1 番 牧野光朗

6 番 竹節義孝

9 番 上條俊道

12番 嶋崎稔夫

15番 久保田三代

説明のために出席した者

広域連合長 藤原忠彦

事務局長 吉岡広幸

会計管理者 宮崎忠久

業務課長 関 政雄

総務係長 銭坂丈夫

担当係長（システム） 小川寛之

財務係長 飯田和子

資格保険料係長 丸山勝弘

担当係長（保険料） 飯森拓也

給付係長 田中智浩

担当係長（保健事業） 吉川佳代子

職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	清水広一
議会事務局書記	篠原靖志
議会事務局書記	野崎 雄

議事日程

- 会期の決定
- 会議録署名議員の指名
- 諸般の報告
- 一般質問
- 議案第5号 副広域連合長の選任について
 - 理事者説明
 - 質疑、討論、採決
- 議案第6号 公平委員会委員の選任について
 - 理事者説明
 - 質疑、討論、採決
- 議案第7号 平成30年度長野県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算
- 議案第8号 平成30年度長野県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算
 - 以上2件一括上程 理事者説明
 - 質疑、討論、採決
- 認定第1号 平成29年度長野県後期高齢者医療広域連合一般会計決算の認定について
- 認定第2号 平成29年度長野県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計決算の認定について
 - 以上2件一括上程 理事者説明
 - 質疑、討論、採決

会議に付した事件

議事日程記載事件のとおり

午後 2時10分 開会

議長（小林義直君） 定刻になりましたので、会議を開きます。

ただいまのところ、出席議員数は11名でございます。

会議の定足数に達しておりますので、これより平成30年11月長野県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

◎ 会期の決定

議長（小林義直君） これより本日の会議を開きます。

初めに、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期につきましては、本日1日といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林義直君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日１日と決定いたしました。

なお、期間中の会議予定につきましては、お手元に配付の議事日程のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

◎ 会議録署名議員の指名

議長（小林義直君） 次に、会議録署名議員を指名申し上げます。

３番花岡利夫議員、１３番下平豊久議員の２名を指名いたします。

◎ 諸般の報告

○ 現金出納検査結果

議長（小林義直君） この際、諸般の報告をいたします。

本日、議場配付いたしましたとおり、監査委員において、平成30年１月から９月までの各月の現金出納検査が実施され、その結果について議長宛てに報告がありましたので、写しを配付しております。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎ 広域連合長あいさつ

議長（小林義直君） ここで定例会招集に当たり、藤原広域連合長から挨拶がございます。

藤原広域連合長。

広域連合長（藤原忠彦君） 本日、11月定例会を招集しましたところ、議員の皆様方には大変御多忙の折にもかかわらず御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。開会に当たりまして、一言、御挨拶を申し上げます。

今年は年初来の豪雪、また早い梅雨明けとこれに続く猛暑、そして７月豪雨、更には北海道胆振東部地震など全国で大規模な災害が相次いで発生し、まさに年間を通じて異常気象であったと感じております。特に台風につきましては、24号など本県を直撃するものもございました。幸いに本県では人命につながるような災害は発生しませんでした。災害でお亡くなりになられた方々と、また御遺族に対しまして、深く哀悼の意を表しますとともに、被災された皆様方に心からお見舞いを申し上げます。

御案内のとおり、昨年度は国による様々な制度の見直しが進行していく中での保険料の決定でした。そのため、被保険者、とりわけ低所得者の生活実態を十分考慮し、平成30・31年度の保険料率を前期と据え置くこととし、２月定例会におきまして、御決定いただいたところでございます。

その後の医療費の動向等を見ますと、一人当たりの医療費が、診療報酬のマイナス改定による影響等もありまして、これまでのところ、おおむね料率改定時に見込んだ伸び率の範囲内で推移するなど、安定的な状況にございます。こうした医療費の状況からしても、国において平成29年度から順次見直しが行われている保険料軽減措置等については、これ以上高齢者の生活に影響を与えるような、保険料負担とならないよう、現行の制度を維持することを、引き続き全国協議会等を通じまして、強く要望してまいる所存でございます。

次に、保健事業につきましては、第２期データヘルス計画において、第１期に引き続き

目標に掲げました健康寿命の延伸に向け、県・市町村との連携強化を図りながら、更に事業を推進しているところでございます。計画初年度となる今年度は、新たな取組といたしまして、この9月に保健事業を行う担当者のスキルアップを図るため、県との共催によりまして、高齢者の特性を踏まえた保健事業のための実践的研修会を開催いたしました。幸い関心が高く、県下全域から多忙な中、保健師などの専門職を中心としまして、120余名の参加があり、好評をいただきましたので、今後も継続してまいりたいと考えております。

また、7月から8月にかけて、県下10圏域で開催したデータヘルス意見交換会では、市町村担当者に加えまして、今年から県及び国保連の担当者にも参加いただく中で、レセプトや健診のデータ等を活用した保健事業の効果的な実施について、より踏み込んだ情報交換や健康問題の把握ができたものと考えております。

なお、国におきましては、予防健康づくりの取組を効果的に実施するために、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の支援を行うこととしております。現在、学識経験者らによる有識者会議において、高齢者の通いの場等を活用した保健事業の推進について検討を進めており、年内にも報告を取りまとめまして、その結果等も報告されるかと思えます。その動向を注視しまして、当広域連合の保健事業に十分生かしてまいりたいと考えております。

本日、提出しました議案は、副広域連合長の選任についてほか5件であります。詳細につきましては、別途、御説明申し上げますので、何とぞ慎重に御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

以上、簡単であります但、開会に当たりまして、御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

◎ 一般質問

議長（小林義直君） 日程に従い、一般質問に入ります。

通告がありますので、順次質問を許します。

8番池田国昭議員。

8番（池田国昭君） それでは、通告に従って質問をしたいと思います。

御存じのとおり、後期高齢者医療制度、この制度発足から10年が経過をしました。元々この後期高齢者医療制度というのは、その狙いとして、高齢者を言わば独立保険に囲い込み、高齢者間で全て負担し合えという、その中身。そんな中、保険料の値上げを我慢するか、又は自分が受ける医療サービスを縮小するか、言わばこの2択に追い込んでいくような制度。結果として保険料の際限のない引上げを押し付けることにつながる中身となってきました。

前回この議会でその本質を厚生労働省の幹部が述べたことを紹介しましたが、改めて御紹介をしたいと思います。いわく、医療費が際限なく上がり続ける痛みを高齢者が自分の感覚で感じ取っていただくことが重要だ。さらに、これからは高齢者にどんどん負担を求める時代だ。先の短い高齢者に資金を取り崩して保険料を下げるような優遇はすべきではない。改めて私も、紹介をしながらびっくりする厚生労働省の幹部の発言です。

しかし、保険料の負担が重くなれば、高齢者の方々の命と健康を守るはずのこの制度が、生きていく上での足かせとなり、安心して老後を人間らしく生きていく上で、お金の心配

がない、負担の少ない制度であるべきなのに、逆にその生涯を短くする制度に変質させられ、実際にこの10年がそのことを示していると思います。

それで今回は、改めて保険料の負担についてお伺いをしたいと思います。一つは、この間の特例軽減の廃止の制度は非常に複雑で、私も今年度初めて議員になったわけで、前回までの経過はあまり、その時点では直接議論には参加しておりませんでしたので、いろいろ調べる中で、本当に複雑だと。率直に言えば、特例軽減はお金がこれだけかかると、また更に必要になるというときに、数字合わせで負担を増やしていくという制度に、やはりもうなり切っているというふうに言わざるを得ないと思います。

そんな中で、元被扶養者の保険料均等割に関わる9割、そして8.5割の特例軽減、これが今まだ行われているわけですが、今後この特例軽減が廃止されることがないようにということを改めて申し上げたいと思います。

また、同じく元被扶養者の所得割については、当面賦課しないというふうになっておりますが、厚生労働省が出している資料をよくよく読むと、賦課の開始時期は、いずれ実施することを前提にして検討するという中身になっています。低所得者の方々の均等割の軽減は、今は据え置くというふうになっておりますが、これも来年の10月からの消費税の引き上げを財源としている中身です。もちろん消費税10%への引き上げについて、消費税そもそも論もありますし、そういう中では賛否があるわけですが、仮に増税を見送った場合に、先ほど申し上げたように財源不足との関係で、この特例軽減はどうなるかということをお私に非常に心配をするわけです。

そこでお聞きしたいのは、元被扶養者の保険料均等割にかかわる特例軽減を今後も廃止しないこと、また低所得者の保険料の値上げをしないこと、これは消費税の増税にかかわりなく負担増は行うべきでないというふうに考えますが、このことについてどんなふうにお考えになるか、まず一つ目にお伺いをしたいと思います。

次に2番目に、先ほど全員協議会の中で平成29年度の実績について、この特例軽減にかかわる対象者、その金額という報告がありましたけれども、平成30年度、今年度の予算が立てられて、実際に今執行されつつあるわけですが、平成30年度予算成立後、実際の賦課の段階でどんなふうになっているか、その影響等、影響世帯、人員等及びその額についてお伺いをしたいと思います。なお、先ほども申し上げたとおり、28年度、29年度、そして30年度、31年度以降は非常に複雑になる可能性がある中で、30年度の中身を29年度比ということで出すだけではなくて、これは後ほどでもいいですけれども、28年比など等がもし分かりましたら、これは後ほどでもいいですので、お示ししていただければと思います。

3番目に、こうした負担増が予想されている、現に特例の廃止によって負担増になっている、これに対して広域連合としての見解はどうかということをお聞きしたいと思います。通告には意見書を国に上げるべきではないかというふうに書きましたが、ちょっと訂正をして、私は広域連合としても反対の立場で国に働きかけるべきというふうに考えますが、この負担を増やすことについて、その見解についてお聞きして、別の言葉で言うと容認の立場なのかということにも触れて、ぜひその見解をお聞きして、1回目の質問といたします。

議長（小林義直君） 関業務課長。

業務課長（関政雄君） 業務課長、関でございます。ただいまの池田議員の御質問にお答えいたします。

一つ目の質問、保険料の軽減のお話でございますが、元被扶養者、それ以外にもございますが、9割、8.5割軽減の対象の人数を申し上げたいと思います。本年7月の本算定の時点で、9割軽減が5万6,832人、8.5割軽減が7万8,704人で、合計13万5,536人、被保険者全体の約38.7%となっております。

平成28年度に成立した年金改革法によりまして、今後、年金収入が減少していくことが懸念される中で、保険料額を増額することは受診控えを招くおそれ等があるため、現行制度の維持、更には恒久化について検討するよう、先ほどの連合長のお話にもございましたが、全国協議会を通じて国に要望を行っているところでございます。

保険料に関して、消費税率の引き上げは直接関係することはございませんが、低所得者に対する保険料軽減措置について現状維持できるよう、改めて国へ要望を行ってまいっておるところでございます。

続きまして、二つ目の御質問でございますが、平成29年度における軽減の見直しの影響でございます。先ほども全員協議会でお話いたしましたでしたが、5割から2割軽減になった方の影響でございますが、平成29年度は4万3,606人、影響金額が3億1,034万5,641円。平成30年度は4万6,588人、2億2,266万4,609円となっております。

続きまして、3番目の質問でございます。広域連合の均等割等の見直しに対する考えでございますが、これも先ほど連合長の挨拶で申し上げました、私どもはこれ以上、高齢者の生活に影響を与えるような保険料負担とならないよう、当面据え置くとされている均等割軽減特例措置、低所得者の負担軽減を図るために現行の制度を維持すること、併せて恒久化ということについても検討するよう、強く全国協議会を通じて国に申し出ているところでございます。

以上でございます。

議長（小林義直君） よろしいですか。池田議員の質問が終了いたしました。

次に、16番永原和男議員。

16番（永原和男君） 16番永原和男です。私は、今、国において審議をされております後期高齢者の窓口2割負担について伺いをしてまいりたいというふうに思います。

その前に、まず一つといたしまして、今多くの高齢者の皆さんから年金が減って大変だという声が聞かれます。これは私は県民の声であるというふうに考えています。安倍政権による社会保障の後退というのはですね、本当に大変なものがあるわけでありましたが、今私が申し上げました高齢者の貧困化が進んだ最大の原因は、年金の給付水準の低下であるというふうに分析をしている大学の先生もおります。1人当たりの年金の給付額は、2002年には約180万円あったものが、2014年には161万8,000円に約18万2,000円ほど年金額が低下をしています。この安倍政権における社会保障の削減は、こういう格好ですね、県民生活、とりわけ高齢者の生活に大きな影響を及ぼしているというふうに考えるわけであります。

そこで伺います。本県の75歳以上の高齢者の生活の実態について、どのように把握をしているのか伺いたいと思います。まず、高齢者の生活は、公的年金の受給額が毎年減少し厳しい生活状況にあります。そこで、75歳以上の県民1人当たりの直近3か年の所得金額、

広域連合としてどのように把握をされているかお示しをいただきたい。

二つ目には、高齢者世帯の27%が貧困状態に陥っているという報道があります。県内高齢者世帯の貧困率をどのように把握されているかお示しをいただきたい。

最初に、以上2点について伺いをいたします。

議長（小林義直君） 関業務課長。

業務課長（関政雄君） ただいまの永原議員の御質問にお答えいたします。

本県の75歳以上の高齢者の所得等についてお答えいたします。このことにつきまして、当広域連合として把握しております被保険者1人当たりの直近3年間の所得額でございますが、国の後期高齢者医療制度被保険者実態調査結果によりますと、平成27年が60万9,000円、平成28年が62万9,000円、平成29年が64万3,000円と増加傾向にございます。なお、金額は収入に対する各種控除後の額でございます。

1人当たり所得額が増加している要因としましては、給与所得の増加が挙げられます。被用者保険の元被扶養者であった方の被保険者数は減少しておりますが、その減少分も含め、就労等により給与収入を得ている方の加入が増加していることが一因ではないかと思われま。また、被保険者の所得の大宗を占めます年金所得につきましては、議員御指摘のとおり、年金改革法に基づき新たな改定ルールが適用されることにより、今後上昇しにくい状況が続くものと考えております。

続きまして、高齢者の貧困率という御質問でございますが、高齢者世帯の生活実態について貧困率という捉え方があることは私どもも報道等を通じて認識はしております。その元とされている国民生活基礎調査では、抽出調査でございますが、無作為に抽出した28年の調査の時点では全国約29万世帯を対象とされております。そのうち所得、貯蓄については、その更に一部の約3万世帯を調査客体とするもので、この所得、貯蓄については都道府県別の調査結果を示されておりませんため、調査に係る県内の状況は把握しておりません。調査の対象は現役世代も含むもので、高齢者の場合は年金等、収入の種類や税控除の仕組みなどが現役世代と異なるため、一概に年収で比較することは難しいのではないかと考えます。

以上でございます。

議長（小林義直君） 永原議員。

16番（永原和男君） 最初にお尋ねをいたしました高齢者の所得の直近の推移についてですね、私が想定をしているのでは逆なんですね。直近3か年、高齢者の所得が増えているという報告であります。しかし、高齢者のほとんどの方の収入の原資が公的年金にあるという観点に立てば、所得が減じているという話であります。もう一度伺います。私は75歳以上の方がですね、県民の方が給与所得を得ているという現状、なかなか理解できないんですが、全県的に見て75歳以上の方が給与所得を得ているという状況、どういうことを想像すればいいのでしょうか。

議長（小林義直君） 関業務課長。

業務課長（関政雄君） ただいまの永原議員の御質問でございますが、給与所得、要するにお勤め人ということでございますけれども、私ども正確な調査等はございませんが、恐らく会社の役員でいらっしゃる方、そういう方が75歳を超えてもまだお勤めを続けられている、そんなようなことが想像できるのではないかと思います。以上でございます。

議長（小林義直君） 永原議員。

16番（永原和男君） そういうこともあろうかと思います。県民の中にカルロス・ゴーンさんのような方がおられれば所得は大幅に上がるということは私も理解できます。しかし、75歳を超えている被保険者の方が多くの給与所得を得ておられるということについては、私も今その答弁をお聞きして、本当かなというふうに思っているわけであります。また、この点につきましては、それぞれ市町村における本算定の際の所得推移についても確認をすることができることでありますので、私もそういう立場で県民にかかわる所得の状況については調べていきたいというふうに思っています。

次に、高齢者の貧困状態でありますが、長野県の数字を求めることができないということですが、全国で高齢者のいる世帯の27%が貧困状態にあるということから、推定して長野県の状態をどのように推計されますでしょうか。お伺いいたします。

議長（小林義直君） 関業務課長。

業務課長（関政雄君） ただいまの永原議員の御質問でございますが、先ほども申し上げましたとおり、数字というものを把握できておりませんものですから、推計ということも我々かなわない状況でございます。そこで、それに代わりましてというわけではございませんが、当広域連合の被保険者のうち低所得の方の状況を申し上げます。

本年2月定例会に提出いたしました直近の平成28年度事業年報によりますと、一部負担金の割合は所得により区分判定いたしますが、被保険者数33万9,990人のうち世帯全員が市町村民税非課税で、それぞれの収入等から必要経費、年金所得の場合は80万円を差し引いたときに所得がゼロ円になる者、こちらを低所得者Ⅰという分類にいたしておりますが、こちらの低所得者Ⅰに分類される方が4万4,808人、全体の13.2%。世帯全員が市町村民税非課税である者を表わす低所得者Ⅱという区分に分類される方は7万4,175人で、全体の21.8%となっております。

低所得者Ⅰ、低所得者Ⅱの方が医療機関の窓口で支払う一部負担金の割合は、それ以外の一般の区分の方と同じ1割負担となっておりますが、高額療養費等自己負担の限度額につきましては、一般区分の被保険者に比べ、先の制度改正においても低額に据え置かれております。また、それらの方に対する保険料でございますが、所得割が賦課されません。均等割のみが賦課されますが、均等割が9割または8.5割の軽減が適用されている状況でございます。以上でございます。

議長（小林義直君） 永原議員。

16番（永原和男君） 長野県の高齢者の貧困状態を把握することは困難だという話であります。今ほどいただきましたⅠに分類される方が13.2%、Ⅱに分類される方が21.8%ということですが、この数字がですね、高齢者の貧困状態とどう結びつくのか、私にも今十分に分からない状況にあります。高齢者の貧困状態をですね、全国で27%ぐらいありますから、長野県は貧困状態が改善されているというふうには思いません。数値で求める努力をしていただきたいということを要望してですね、2番目の質問に移らせていただきます。

後期高齢者の窓口負担の引上げ、1割から2割の倍増であります。先の審議会の分科会が審議会に窓口負担を2割に引き上げるよう建議をした。そういうふうに意見具申をしたということですね。建議をしたという報道があります。このように、国では後期高齢者

が医療機関で支払う医療費の窓口負担を現行の1割から2割に引き上げる案が今議論をされているわけであります。

こうした動きに対し、負担増とする老人クラブや、あるいは医療関係者からも反対の声が上がっています。後期高齢者の生活と健康に追い打ちをかける医療費負担2割化は、県内高齢者の生活と健康にとって大きな問題であるというふうに考えます。今、国が進める窓口負担の引上げについて、連合長の見解をお伺いいたします。

議長（小林義直君） 藤原連合長。

広域連合長（藤原忠彦君） ただいまの質問につきまして、私のほうからお答えをしたいと思います。

まず国民健康保険の窓口負担については、法律改正によりまして平成26年4月以降に70歳に達した方は2割負担に移行しています。このような状況を鑑みまして、国においては後期高齢者の窓口負担について、平成28年12月21日に決定いたしました経済・財政再生計画改革工程表の改定版から、平成30年度の末までに結論を出すことが計画に示されました。そのため、当広域連合では国に対しまして、全国協議会を通じまして制度の根幹である高齢者が必要な医療を受ける機会の確保という観点から、現状維持にするよう要望してまいりました。

また、本年6月15日に閣議決定された経済財政運営と改革の基本方針2018では、団塊の世代が後期高齢者入りするまでに、世代間の公平性や制度の持続性確保の観点から後期高齢者の窓口負担について検討するとしておりまして、検討期間が延長される中、現在も関係審議会等で審議が継続している状況であります。当広域連合は、本年6月及び11月にも改めて全国協議会を通じまして、国に対して同様の要望を行ったところでございます。当広域連合といたしましては、約95%の被保険者の方が1割負担ということから、その影響の大きさに鑑みまして、引き続き現状維持を求めている所存でございます。

私も今、中央社会保障審議会の委員でもありますし、その中の介護部会を中心とした高齢者医療に対しての審議会に入っておりますので、その点については我々、市町村から見ても非常に重要な問題でありますので、しっかり対応していきたいと思っておりますので、よろしくまたお願いをしたいと思います。

議長（小林義直君） 永原議員。

16番（永原和男君） 今、心強い答弁をいただいたというふうに思います。今、連合長の答弁の中で1点、私、気になるのがですね、国民健康保険が74歳までについての負担の変更があったと。したがって、75歳以上の後期高齢者医療の方にも負担増が必要じゃないかという論理があるという話がありました。私は、その論理というのはおかしい論理だと思います。先ほども池田議員が強調されましたが、この制度は約10年前に75歳以上で切った特異な制度なんですね。私はこの制度設計に問題があるという立場ですが、そういう75歳以上と限定をしながらですね、国保の延長から見て同等にと、あるいは公平に負担をしなければならないという議論は、私は問題がある議論だというふうに思います。連合長、その点についてどういう御見解でしょうか。

議長（小林義直君） 藤原連合長。

広域連合長（藤原忠彦君） 御案内のとおり、この問題については、そういう必要的な根拠という議論より、むしろ財務省と厚労省と我々受益者との攻防戦になってしまって、全く

理屈、理論は抜きにしてやっている部分があるわけです。最終的には国の財政に合わせるようなことでの決着が多いわけでありますが、しかし、福祉・医療の問題については、これはまた別じゃないかということで、我々と市町村長は盛んに抗議をしているわけであります。端的に言うと、全てを2割以上にしろという話があります。しかし、それはもうまづいと。それはもう弱者救済のための保険事業であるということもありますので、あまり法の精神に反したことはやってもらっては困るというのが市町村長の意見であります。これについては、またしっかり理論武装をして、国と、また財務省等にしっかり対応していきたいと思っておりますので、またいろいろ御指導をお願いしたいと思っております。

議長（小林義直君） 永原議員。

16番（永原和男君） ありがとうございます。質問を終わるに当たってですね、高齢者の県民の生活実態を把握する努力、これは頑張っていていただきたいと思うんです。それとまた国に対しては、今、連合長からも話がありましたように、私どもも議会としても頑張りますから、広域連合としても国に対し窓口負担の倍増に対し反対の立場で頑張りたい、そういうことを強く要望して質問を終わります。

議長（小林義直君） 永原議員の質問が終わりました。

以上で一般質問は全て終了いたしました。

◎ 議案第5号、上程、提出者説明、質疑、討論、採決

議長（小林義直君） それでは、議事に入ります。議案第5号 副広域連合長の選任についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。

藤原広域連合長。

広域連合長（藤原忠彦君） 議案第5号 副広域連合長の選任について御説明を申し上げます。

これは、平成30年11月14日に前副広域連合長の羽田健一郎氏が任期を迎えるため、広域連合規約第12条第3項の規定によりまして、副広域連合長を選任するものであります。

長和町の羽田健一郎町長を選任いたしたく、議会の同意をお願いするものでございます。

皆様方の御同意を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

議長（小林義直君） 以上で説明を終わります。

これより本件に対する質疑、討論、採決を行います。

質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林義直君） 質疑なしと認めます。

質疑を終結し、討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林義直君） 討論なしと認めます。

討論を終結し、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔全 員 起 立〕

議長（小林義直君） 全員賛成と認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

なお、選任された羽田副広域連合長につきましては、公務のため欠席との申し出がありましたので御報告申し上げます。

◎ 議案第 6 号、上程、理事者説明、質疑、討論、採決

議長（小林義直君） 次に、議案第 6 号 公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。

藤原広域連合長。

広域連合長（藤原忠彦君） 公平委員会の委員の選任について御説明を申し上げます。

これは、平成30年11月20日に前公平委員会委員の清水亀千代氏が任期を迎えたため、地方公務員法第9条の2第2項の規定によりまして、後任の公平委員会委員を選任するもので、大町市公平委員会委員の藤井俊道氏を選任いたしたく、議会の同意をお願いするものであります。

皆様方の御同意を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

議長（小林義直君） 以上で説明を終わります。

これより本件に対する質疑、討論、採決を行います。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林義直君） 質疑なしと認めます。

質疑を終結し、討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林義直君） 討論なしと認めます。

討論を終結し、採決に入ります。

本件を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔全 員 起 立〕

議長（小林義直君） 全員賛成と認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

◎ 議案第 7 号及び議案第 8 号 2 件一括上程、理事者説明、
質疑、討論、採決

議長（小林義直君） 次に、議案第 7 号 平成30年度長野県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算及び議案第 8 号 平成30年度長野県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算、以上 2 件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

吉岡事務局長。

事務局長（吉岡広幸君） 議案第 7 号及び議案第 8 号につきまして、一括して御説明申し上げます。

初めに、議案第 7 号 平成30年度長野県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算につきまして御説明申し上げます。

平成30年度一般会計補正予算の 1 ページをお開きください。第 1 条、歳入歳出予算の補

正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるとするものとさせていただきます。

2ページの第1表、歳入歳出予算補正をお開きください。今回提出の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に変更はございません。歳入において1款1項市町村負担金を5,330万5,000円減額し、及び3款1項繰越金を5,330万5,000円増額するもので、平成29年度一般会計決算額の確定に伴う剰余金を繰越金に計上し、その全額を分担金及び負担金の市町村事務費負担金の減額に充てるものとさせていただきます。

10ページから13ページをお開きください。市町村事務費負担金の減額補正に係る一覧表でございます。

続きまして、議案第8号 平成30年度長野県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算につきまして御説明申し上げます。

平成30年度特別会計補正予算の1ページをお開きください。第1条第1項、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ80億6,749万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,792億6,322万4,000円とするものとさせていただきます。

2ページの第1表、歳入歳出予算補正をお開きください。歳入の補正額の欄ですが、1款1項市町村負担金を7億5,244万円減額し、2款1項国庫負担金を497万3,000円及び2項国庫補助金を136万4,000円増額し、3款1項県負担金を1,560万6,000円増額し、4款1項支払基金交付金を12億4,085万7,000円減額し、並びに7款1項繰越金を100億3,885万円増額するものとさせていただきます。

3ページの歳出、同じく補正額の欄ですが、1款1項総務管理費及び2款1項療養諸費は財源の振替のみのため補正額はゼロ円でございます。7款1項償還金及び還付加算金を35億2,753万1,000円増額し、及び8款1項予備費を45億3,996万5,000円増額するものとさせていただきます。

続きまして、黄色い仕切りの特別会計補正予算説明書を御説明申し上げます。8ページ、9ページをお開きください。

歳入で、1款1項2目療養給付費負担金7億5,244万円は、療養給付費の精算に伴う減額でございます。

2款1項2目高額医療費負担金497万3,000円は、高額療養費の精算に伴う増額でございます。

2項1目調整交付金5,000円は、平成29年度決算の確定により平成30年度追加交付されることに伴う増額でございます。

7目高齢者医療制度円滑運営事業費補助金135万9,000円は、電算処理システムの機器更改に伴う増額でございます。

3款1項2目高額医療費負担金1,560万6,000円は、高額療養費の精算に伴う増額でございます。

4款1項1目後期高齢者交付金12億4,085万7,000円は、後期高齢者交付金の精算に伴う減額でございます。

7款1項1目繰越金100億3,885万円は、平成29年度決算額の確定に伴い、剰余金全体額から当初予算対応分を差し引いたものとさせていただきます。

10ページ、11ページをお開きください。歳出で、1款1項1目一般管理費及び2款1項

1 目療養給付費に補正はございませんが、歳入の市町村支出金及び支払基金交付金の減額に伴い、その財源を繰越金に振り替えるものでございます。

7 款 1 項 3 目償還金35億2,753万1,000円は、平成29年度に超過交付となりました国庫負担金等の償還に伴う増額でございます。

8 款 1 項 1 目予備費45億3,996万5,000円は、歳入補正合計額から歳出の 7 款補正額を差し引いた残額でございます。

続きまして、12ページから13ページをお開きください。先ほど歳入で御説明申し上げました療養給付費負担金の精算に係る市町村療養給付費負担金一覧表でございます。

以上、議案第 7 号及び議案第 8 号を一括して御説明申し上げました。御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（小林義直君） 以上で説明を終わります。

初めに、議案第 7 号 平成30年度長野県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算に対する質疑、討論、採決を行います。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林義直君） 質疑なしと認めます。

質疑を終結し、討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林義直君） 討論なしと認めます。

討論を終結し、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔全 員 起 立〕

議長（小林義直君） 全員賛成と認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第 8 号 平成30年度長野県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算に対する質疑、討論、採決を行います。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林義直君） 質疑なしと認めます。

質疑を終結し、討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林義直君） 討論なしと認めます。

討論を終結し、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔全 員 起 立〕

議長（小林義直君） 全員賛成と認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 認定第 1 号及び認定第 2 号 2 件一括上程、理事者説明、
質疑、討論、採決

議長（小林義直君） 次に、認定第 1 号 平成29年度長野県後期高齢者医療広域連合一般会

計決算の認定について及び認定第2号 平成29年度長野県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計決算の認定について、以上2件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

吉岡事務局長。

事務局長（吉岡広幸君） 認定第1号及び認定第2号につきまして一括して御説明申し上げます。

平成29年度長野県後期高齢者医療広域連合一般会計・特別会計決算書の1ページをお開きいただき、決算総括表を御覧ください。

初めに、一般会計の決算について御説明申し上げます。1行目を御覧ください。一般会計の歳入総額は収入済額欄の8億973万8,478円、歳出総額は支出済額欄の7億4,143万3,320円、歳入歳出差引残高は6,830万5,158円でございます。

主な内容につきましては、歳入は構成市町村からの事務費負担金と前年度決算剰余金に係る繰越金でございます。また、歳出は事務局運営経費と特別会計への事務費繰出金でございます。

続いて、特別会計の決算について御説明申し上げます。総括表の2行目を御覧ください。特別会計の歳入総額は収入済額欄の2,809億8,698万2,416円、歳出総額は支出済額欄の2,679億4,813万2,397円、歳入歳出差引残高は130億3,885万19円でございます。

主な内容につきまして、歳入は構成市町村、国及び県からの療養給付費等の負担金のほか、現役世代からの支援金、前年度決算剰余金に係る繰越金でございます。また、歳出は療養給付費などの保険給付費のほか、健康診査事業等を実施する保健事業費、前年度事業費等精算に係る国庫等の償還金でございます。

詳細につきましては、先の全員協議会で御報告申し上げたとおりでございまして、7ページから25ページ、歳入歳出決算事項別明細書及び実質収支に関する調書に記載してございますので、御確認をお願いいたします。

続きまして、財産について御説明申し上げます。27ページ、財産に関する調書をお開きください。

平成30年3月31日現在の状況でございます。財産は取得時の価格が10万円以上であった物品でございますが、平成29年度中に増減はございませんでした。なお、本決算につきましては、去る8月31日に出浦克彦代表監査委員及び上條俊道監査委員の御審査をいただいております。監査委員の御意見は、決算書に添付いたしました歳入歳出決算審査意見書のとおりでございます。

以上、御審査の上、認定賜りますようお願い申し上げます。

議長（小林義直君） 以上で説明を終わります。

初めに、認定第1号 平成29年度長野県後期高齢者医療広域連合一般会計決算の認定についてに対する質疑、討論、採決を行います。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林義直君） 質疑なしと認めます。

質疑を終結し、討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林義直君） 討論なしと認めます。

討論を終結し、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔全 員 起 立〕

議長（小林義直君） 全員賛成と認めます。よって、本案は原案のとおり認定されました。

続きまして、認定第2号 平成29年度長野県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計決算の認定についてに対する質疑、討論、採決を行います。

これより質疑に入ります。

永原議員。

16番（永原和男君） 29年度において軽減特例の段階的廃止が実施をされてきておるように思われます。それに伴う影響額と影響を受けた人数について数字を求めたいと思います。

議長（小林義直君） 関業務課長。

業務課長（関政雄君） ただいまの永原議員の御質問にお答えいたします。29年度軽減特例の見直しによる影響の人数と影響額でございます。均等割の特例軽減、元被扶養者の見直しにかかわる影響を受けた方は、人数は2万9,765人、金額にいたしまして1億8,806万1,654円。所得割特例軽減分の5割から2割見直しになった影響でございますが、こちらは影響人数が4万3,606人、影響額が3億1,034万5,641円でございます。以上でございます。

議長（小林義直君） よろしいですか。ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林義直君） では進行いたします。以上で質疑を終結し、討論に入ります。

永原議員。

16番（永原和男君） 認定に反対の討論をいたします。第5期平成28年と29年の保険料が確定をされているにもかかわらず、軽減特例の段階的廃止がこの計画年度中に導入をされております。第5期の保険料率の決定の際には、第4期と比較して増減なしだというふうに私は認識をしております。にもかかわらず、今ほど説明がありましたように、計画期間途中の特例軽減の廃止によりまして、約7万人の県民が影響を受け、その影響額も約4億円を超えております。よって、計画年度途中に軽減特例の廃止が行われてきた、この点につきまして私は非常に問題があるというふうに思い、この決算の認定に反対をするものであります。

議長（小林義直君） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林義直君） それでは、以上で討論を終結し、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔多 数 起 立〕

議長（小林義直君） 賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり認定されました。

議長（小林義直君） 以上をもちまして、本定例会に提出されました案件の審議は全て終了いたしました。

ここで定例会の閉会に当たり、藤原広域連合長から挨拶がございます。

藤原広域連合長。

広域連合長（藤原忠彦君） 11月定例会の閉会に当たりまして、御礼の御挨拶を申し上げます。

本日提出いたしました案件につきまして、原案どおり御決定をいただき、誠にありがとうございました。厚く御礼を申し上げます。

現在、来年度に向けた予算編成作業を進めておりますが、31年度は年度途中での消費税の引上げと、このことを踏まえた診療報酬の改定が予定されているため、医療費動向の判断等、例年になく困難さを伴っております。今後の国の動向等を十分に注視しながら、適切な財政運営が図れるよう予算編成に努めてまいりたいと思っております。

いよいよ、雪の便りが届く頃となりました。小雪を過ぎまして、朝夕は冷え込みが激しくなっております。12月議会を控える中、議員の皆様には十分に御自愛をいただきまして、なお一層の御活躍を御祈念申し上げます、閉会の御挨拶といたします。

どうもありがとうございました。

議長（小林義直君） 以上をもちまして、平成30年11月長野県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午後 3時14分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 小林 義直

署名議員 花岡 利夫

署名議員 下平 豊久